

# 人材確保と従業員の老後不安解消に寄与する 企業型確定拠出年金制度のご紹介

損保ジャパンDC証券株式会社 営業開発部

## はじめに

近年、労働市場が逼迫し、企業様からは「人材の確保に大変苦労している」といった声をよくお聞きします。

一方、求職者が就職先を選定するにあたっては、福利厚生制度が充実しているかは重要なポイントとなってきています。

また、超高齢化社会の急速な進行において、いわゆる「老後2000万円問題」が多くのメディアに取り上げられ、個人レベルで老後資金をいかに確保していくかといったことも、大変重要なテーマになっているものと考えます。

これらの課題解決の一助としていただきたく、企業型確定拠出年金という制度についてご紹介します。

## 1. 確定拠出年金の位置付け

まず、会社員や公務員の年金制度の仕組みからご説明します。会社員や公務員は、厚生年金保険料（事業会社においては標準報酬月額額の18.3%を労使折半）を負担し、厚生年金保険に加入しています。そしてこの保険料の一部が国民年金保険料に充てられる形で、自営業者等と同様、国民年金にも加入しています。

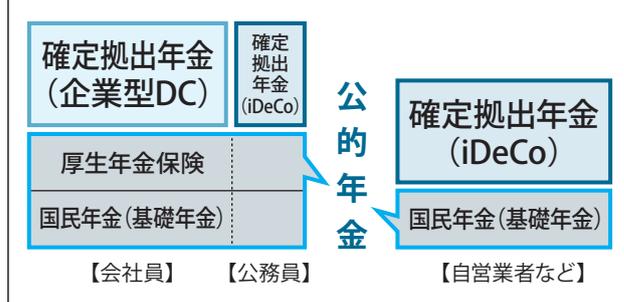
一般的に「公的年金」とは、会社員や公務員では「国民年金+厚生年金」のことを指し、自営業者などは「国民年金」のことを指します。

そしてこの「公的年金」の上乗せとして、確定拠出年金（以下、DC）がありますが、このDCには更に、企業が導入し、従業員が加入する「企業型確定拠出年金（以下、企業型DC）」と個人で加入する「個人型確定拠出年金（以下、iDeCo）」があります（図表1ご参照）。

いずれも確定拠出年金法に基づき実施されている制度です。2024年3月末時点での加入者は企業型DCが830万人、iDeCoは328万人となっております。

次項目からは、企業型DCを中心としてご説明します。

<図表1>



## 2. 企業型DCの制度概要

企業型DCは大きく「拠出」、「運用」、「給付」という段階に分かれます。

「拠出」とは企業が毎月決められた金額（事業主掛金）を拠出することです。また、制度内容によっては従業員が給与から上乗せして拠出すること（マッチング拠出）も可能です。

「運用」は運営管理機関（金融機関等）が選定・提示する運用商品（投資信託、保険商品等）の中から、加入者自身が商品を選んで運用することです。

「給付」は主に老齢給付金、障害給付金および死亡一時金があります。老齢給付金は、原則60歳から受け取りが開始できます。受取額は運用の成果により変動します。

DCの特徴の一つとして拠出・運用・給付の各段階に応じた、税制上の優遇措置があげられます。税制上のメリットを有効に活用した老後資金の確保が可能です。「拠出」での事業主掛金は、従業員にとっては給与所得にならず、所得税・住民税はかかりません。企業にとっては全額損金算入となります。「運用」では運用益に税金がかからないため複利運用が可能です。「給付」の老齢給付金では、年金で受給した場合には公的年金等控除の対象、一時金で受給した場合には退職所得控除の対象となります。

## 3. DCのメリット・留意点

DC（企業型DC、iDeCo）については、図表2のようなメリット・留意点があります。

<図表 2 >

		メリット	留意点
企業型 DC	企業	①費用が平準化される ②運用リスクを負わない ③掛金の全額損金算入が可能 ④退職給付債務が認識対象外となる ⑤福利厚生が充実する	①職員への継続的な投資教育が必要 ②加入者の既得権確保の反面、勤続3年以上では退職事由により資産を返還させることができない ③運用状況が良好な場合でも掛金を軽減することができない ④運営管理業務等の委託コストが発生する
	従業員	①受給権を早期に獲得できる ②離転職時には資産の持ち運びが可能 ③自分の年金資産をいつでも確認できる ④運用方法を自分自身で選択できる ⑤税制面での優遇措置を活用できる	①運用によって給付額が変動する ②加入者自身で運用を行う必要がある ③原則60歳になるまで資産の引き出しができない*
iDeCo		①税制面での優遇措置を活用できる	①加入者自身で運用を行う必要がある ②原則60歳になるまで資産の引き出しができない* ③口座管理手数料等のコストが発生する

\*受給開始年齢は原則60歳ですが、通算加入者等期間が10年に満たない場合は61歳～65歳に繰り延べられます。  
 (他の企業年金等から資産移換を受けた場合は、その移換資産の計算基礎となった期間を含めることができます。)

#### 4. 資産形成サポートの重要性

DC制度は掛金を積み立て、加入者自ら運用商品を選択して運用を行います。基本的な考え方をしっかり学べば、将来の資産形成において大変有効な制度です。2022年4月からは、高校で「金融教育」が必修となるなど、「資産形成」に対する注目度は益々上がってきています。

しかし一方で、企業型DCを導入する際に「従業員に運用は難しいのではないか」、「知識がないのでどの商品を選んでいいかわからない」、「自社で投資教育や資産形成の支援は難しい」といった不安の声をお聞きすることがあります。

このような背景も踏まえ、弊社では資産形成サポートサービスにも注力しています。資産形成に関する各種セミナーの開催や動画コンテンツの提供に加え、「つみたてナビ+（プラス）」機能を加入者向けに無償でご提供しています。「つみたてナビ+」のメイン機能であるロボアドバイザー診断は、いくつかの質問にご回答いただくと、ロボアドバイザーがご加入者のリスク許容度・運用に対する考え方にあった運用商品やそれらの組み合わせをご提案します。本機能をご活用いただくことで誰でも簡単に自分に合った運用商品で運用をスタートできます。一人ひとり運用方針やリスク許容度が異なるため、自分に合った運用商品を選ぶことは重要です。

前述のとおり、DC制度は税制優遇を受けながら効果的に掛金を運用できることが大きなメリットの一つですが、運用商品の選び方が分からない

ため、しっかり検討することなく、元本確保型商品のみで運用している方も少なくありません。元本確保型商品で運用することで額面金額が減ることはありませんが、インフレの進行により実質的な資産価値が目減りする可能性があります。

このような「分からない」という不安を解消し、安心してDC制度で資産形成をしていただきたいという思いから、弊社では「つみたてナビ+」という機能を開発して資産形成をサポートしています。

#### 5. 企業型DCの導入について

筑波銀行と弊社は共同で企業型DCの導入提案を行っております。なお、弊社による企業型DCのご提案につきましては、従業員数（＝正社員数）50名以上を条件としておりますのでご了承ください。

まずは現状をヒアリングさせていただき、最適な制度設計をご提案いたします。制度導入決定後に実施する従業員向け説明会、労働組合又は従業員代表との合意、厚生局への申請などは丁寧にサポートさせていただきますのでご安心ください。

企業型DCは福利厚生制度の充実につながるとともに、採用におけるアピールポイントにもなりますので、人材採用にお困りの企業様などはぜひご検討ください。

企業型DCの導入について関心がある方は筑波銀行営業店までお気軽にお問い合わせください。